

第6回岐阜県事業評価監視委員会の審議箇所について

平成26年度「事後評価」箇所一覧表 ※第1回委員会で決定済み

番号	事業名	路線名（地区名）	採択年度	完了年度	担当課
1	県営基幹農道整備事業	古川南部	H7	H24	農地整備課
2	ふるさと林道緊急整備事業	和良・明宝	H8	H24	森林整備課
3	道路改築事業	(国)248号 (関バイパス)	H6	H24	道路建設課
4	街路事業	新所平島線 (徳田工区)	H13	H24	街路公園課

平成26年度「社会資本総合整備計画評価」箇所一覧表

番号	整備計画の名称	基幹事業の事業種別	評価の種類	計画期間	担当課
1	岐阜県内全域広域的な地域活性化基盤整備計画	広域	事後評価	H20～H24	建設政策課
2	中心市街地の浸水被害防止による良好な住宅環境の保全	河川	事後評価	H22～H24	河川課
3	市街地における段階的な雨水対策の推進	河川	事後評価	H22～H24	河川課
4	東海・東南海・南海連動地震等に備えた堤防の液状化対策の推進（復興基本方針関連（全国防災））	河川	事後評価	H23～H24	河川課

社会資本総合整備計画(岐阜県とりまとめ計画)

番号	整備計画の名称	基幹事業の 事業種別	計画期間	担当課
1	岐阜県内全域広域的な地域活性化基盤整備計画	広域	H20～H24	建設政策課
2	中心市街地の浸水被害防止による良好な住宅環境の保全	河川	H22～H24	河川課
3	市街地における段階的な雨水対策の推進	河川	H22～H24	河川課
4	東海・東南海・南海連動地震等に備えた堤防の液状化対策の推進(復興基本方針関連(全国防災))	河川	H23～H24	河川課
5	人・モノの交流拡大につながる活力ある岐阜県づくり	道路	H21～H25	道路建設課
6	社会資本の安全性が高く安心して暮らせる岐阜県づくり	道路	H21～H25	道路維持課
7	拠点性の高い、にぎわいあふれるまちづくり	道路	H21～H25	街路公園課
8	拠点性の高い、にぎわいあふれるまちづくり(防災・安全)	道路	H21～H25	街路公園課
9	「新五流域総合治水対策プラン」に基づいた総合的な治水対策の推進(防災・安全)	河川	H22～H26	河川課
10	河川緊急点検結果に基づく対策の推進(防災・安全)緊急対策	河川	H22～H26	河川課
11	「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」に基づく戦略的維持管理の推進(防災・安全)	河川	H22～H26	河川課
12	安心して暮らせるふるさと岐阜県づくり「県民の命を守る総合的な土砂災害対策」の推進	河川	H22～H26	砂防課
13	安心して暮らせるふるさと岐阜県づくり「災害時要援護者関連施設や重要交通網を守る土砂災害対策」の推進(重点)	河川	H22～H26	砂防課
14	超広域災害に備えた安心、安全な岐阜県づくり(復興基本方針関連(全国防災))	道路	H23～H27	道路維持課
15	木曾川右岸流域における水循環のみちの実現	下水道	H23～H27	下水道課
16	安全・安心な住まいづくりの実現と日本一住みよいふるさとづくり(岐阜県地域住宅計画)	住宅	H23～H27	公共建築住宅課
17	岐阜県建築物等安全ストック整備計画	住宅	H22～H27	建築指導課
18	岐阜県建築物等防災事業計画(復興基本方針関連(全国防災))	住宅	H23～H27	建築指導課
19	東海環状自動車道と連携した地域の基幹ネットワークの形成	道路	H24～H28	道路建設課
20	社会インフラが災害に強く、安全に利用できる岐阜県づくり(防災・安全)	道路	H24～H28	道路建設課 道路維持課
21	「清流の国ぎふづくり」に資する良好な河川環境の創出	河川	H25～H28	河川課
22	木曾川右岸流域における水循環のみちの実現(防災・安全)	下水道	H24～H28	下水道課
23	岐阜県における県民の暮らしの安全・安心を確保するための社会資本ストックの高齢化・防災対策の重点整備(道路分野)(防災安全)	道路	H25～H29	道路維持課
24	人・モノの交流拡大につながる活力ある岐阜県づくり	道路	H26～H30	道路建設課
25	県民が安全・安心に暮らせる道路環境の整備	道路	H26～H30	道路維持課
26	通学路の合同点検結果等に基づく対策必要箇所の重点整備(防災・安全)	道路	H26～H30	道路維持課
27	拠点性の高い、にぎわいあふれるまちづくり	道路	H26～H30	街路公園課

岐阜県社会資本総合整備計画評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が作成した社会資本総合整備計画（以下「整備計画」という。）について、整備計画期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）および整備計画期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）を実施することに関し必要な事項を定め、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(整備計画の評価)

第2条 整備計画期間の終了時には、整備計画の目標の実現状況等について評価を行う。また、必要に応じて、整備計画期間の中間年度においても評価を行う。

(評価の実施時期)

第3条 中間評価の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。また、事後評価の実施時期は、整備計画期間の終了後または整備計画期間の最終年度中とする。

(評価事項)

第4条 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 中間評価にあつては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあつては評価指標の最終目標値の実現状況
- (4) 今後の方針

(意見の聴取)

第5条 知事は、中間評価又は事後評価の内容および今後の方針の案について、岐阜県附属機関設置条例（平成25年岐阜県条例第1号）第1条に定める岐阜県事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）に意見を聴くことができる。

(今後の方針の決定)

第6条 知事は、監視委員会から意見の具申を受けたときは、これを最大限に尊重し、今後の方針を決定する。

(公表)

第7条 知事は、中間評価および事後評価の結果を公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、整備計画の中間評価または事後評価の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。